

就業不能保障特約(2020) 目次

(2020年4月実施)

第1編 用語の意義

第1条 用語の意義

第2編 この特約の締結に関する規定

第2条 特約の締結

第3条 特約の保険期間および保険料払込期間

第3編 この特約の給付に関する規定

第4条 給付金・年金の支払

第5条 給付金・年金を支払わない場合

第6条 就業不能年金の受取人によるこの特約上の権利
義務の承継

第7条 特約保険料の払込免除

第8条 特約保険料の払込免除をしない場合

第4編 この特約の締結後の取扱に関する規定

第9条 総則

第10条 中途付加された特約の責任開始期

第11条 被保険者の死亡および特約の消滅

第12条 特約の更新

第13条 就業不能年金の支払事由発生後における重大事
由による解除

第14条 就業不能年金の支払事由発生後における特約の
社員配当金

第15条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第16条 普通保険約款の規定の適用

就業不能保障特約(2020)

第1編 用語の意義

(用語の意義)

第1条 この特約条項において使用する次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定
めるとおりとします。

号	用語	意義
(1)	給付金支払期間	第4条（給付金・年金の支払）に定める就業不能給付金が支払 われる場合において、就業不能給付金の支払事由に該当した日 から起算して、その支払事由に該当した日の1年後の年単位の 応当日【備考1】の属する月の前月20日までの期間をいいます。
(2)	年金支払期間	第4条（給付金・年金の支払）に定める第1回の就業不能年金 が支払われる場合において、第1回の就業不能年金の支払事由 に該当した日から起算して、被保険者の年齢が70歳となる年単 位の契約応当日の前日までの期間をいいます。

第1条 備考

【備考1】年単位の応当日

応当日がない月の場合は、
その月の末日とします。

第2編 この特約の締結に関する規定

(特約の締結)

第2条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により、特約組
立型総合保険契約に付加して締結します。この場合、会社は、この特約が付加された特
約組立型総合保険契約の普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4条（告
知義務）の規定により、契約者または被保険者に対する特約に関する告知を求めます。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第3条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で契約者の指定
により定めるものとします。

第3編 この特約の給付に関する規定

(給付金・年金の支払)

第4条 この特約において、普通保険約款第5条（保険金等の支払）の支払事由とは、第2項各号の給付金および年金ごとにそれぞれ当該各号に定める支払事由をいい、会社は、これらの支払事由が生じた場合に、この特約および普通保険約款の規定にしたがい、給付金または年金を支払います。

2 この特約の給付金および年金の名称、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりです。

号	名称	支払事由	支払額	受取人
(1)	就業不能給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に、次のアまたはイのいずれかに該当したとき。</p> <p>ア. 次の(ア)および(イ)をともに満たしたとき。</p> <p>(ア) この特約の責任開始【備考1】期以後に生じた傷害または疾病【備考2】（精神疾患（別表13）を除きます。以下本条において同じ。）を直接の原因とする入院（別表14）または在宅療養（別表14）をしていること（以下「就業不能状態A」といいます。）。</p> <p>(イ) 前(ア)の就業不能状態Aが該当した日から起算して30日間継続したこと。</p> <p>イ. 次の(ア)および(イ)をともに満たしたとき。</p> <p>(ア) この特約の責任開始【備考1】期以後に生じた精神疾患【備考3】（別表13）を直接の原因とする入院（別表14）をしていること（以下「就業不能状態B」といいます。）。</p> <p>(イ) 前(ア)の就業不能状態Bが該当した日から起算して30日間継続したこと。</p>	特約 給付金月額 × 12カ月分	普通保険約款に定める 傷害疾病給付受取人
(2)	就業不能年金 第1回の就業不能年金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に、次の(ア)および(イ)をともに満たしたとき。</p> <p>(ア) 就業不能状態Aに該当したこと。</p> <p>(イ) 前(ア)の就業不能状態Aが該当した日から起算して1年間継続したこと。</p>	特約 給付金月額 × 12	普通保険約款に定める 傷害疾病給付受取人
	第2回以後の就業不能年金	被保険者が、年金支払期間中に到来する、第1回の就業不能年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日に生存しているとき。	特約 給付金月額 × 12	

3 就業不能給付金および就業不能年金の受取人を前項に定める者以外の者に変更することはできません。

第4条 備考

【備考1】責任開始

保険契約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考2】傷害または疾病

被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見）のないものは除きます。

【備考3】精神疾患

被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見）のないものは除きます。

【備考4】就業不能給付金の受取人

被保険者が死亡した場合で、かつ就業不能給付金の受取人が被保険者と同一人であるときは、被保険者の死亡時における法定相続人とします。なお、当該法定相続人が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

【備考5】この特約の締結の際

保険契約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際とします。

【備考6】先発支払事由

先発支払事由が複数の場合は、それらのうち最も早く発生した先発支払事由とします。

【備考7】次の払込期月

払込期月の初日から契約応当日の前日までに第1回の就業不能年金の支払事由に該当したときは、その払込期月とします。

4 就業不能給付金の支払方法は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 就業不能給付金は、給付金支払期間の初日の属する月から給付金支払期間満了の日の属する月までの月ごとに特約給付金月額を支払います。

(2) 就業不能給付金の支払の時期は、次に定めるとおりとします。

ア. 給付金支払期間の初日の属する月に対応する就業不能給付金（以下「1カ月目の就業不能給付金」といいます。）は、第2項1号に定める就業不能給付金の受取人からの請求により、普通保険約款に定める保険金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定にしたがって支払います。

イ. 給付金支払期間の初日の属する月の翌月以後の各月に対応する就業不能給付金は、それぞれ各月の20日（以下「支払基準日」といいます。）が到来するごとに支払います。ただし、支払基準日が前アの規定による1カ月目の就業不能給付金の支払期限よりも前に到来していたときは、その支払期限までに支払います。

(3) 次の場合には、前2号の規定にかかわらず、第2項第1号に定める支払額からすでに支払った就業不能給付金の額を差し引いた金額を一時に就業不能給付金の受取人【備考4】に支払います。

ア. 給付金支払期間中に被保険者が死亡したとき。

イ. 給付金支払期間中に普通保険約款に定める重大事由が生じたことによりこの特約が解除されたとき。

ウ. 第11条第2項第1号の規定によりこの特約が消滅した後、給付金支払期間中に就業不能給付金の受取人について普通保険約款に定める重大事由が生じたとき。

5 就業不能給付金および就業不能年金の支払にあたっては、第2項および前項の規定によるほか、次の各号に定めるところによります。

(1) 被保険者が、この特約の責任開始【備考1】期前に発病していた疾病を原因として、この特約の責任開始【備考1】期以後に入院（別表14）または在宅療養（別表14）をした場合でも、会社が、この特約の締結の際【備考5】に、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病はこの特約の責任開始【備考1】期以後に発病したものとして取り扱います。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかつた場合を除きます。

(2) この特約の保険期間満了の日から起算して30日以内に、第2項第1号の支払事由中のアまたはイに定める事由に該当した場合には、この特約の保険期間満了の日に就業不能給付金の支払事由に該当したものとみなして取り扱います。

(3) 就業不能給付金の支払は、「特約給付金月額×12カ月分」を1回とし、この特約の保険期間を通じて10回を限度とします。ただし、就業不能状態Bによる給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて1回のみとします。

(4) 給付金支払期間中または給付金支払期間満了の日から起算して30日以内に就業不能給付金の支払事由が発生した場合、会社は、その支払事由が発生しなかったものとみなし、就業不能給付金を支払いません。ただし、給付金支払期間満了の日以前に開始した就業不能状態Aまたは就業不能状態B（以下就業不能状態Aと就業不能状態Bをあわせて「就業不能状態」といいます。）が、給付金支払期間満了の日から起算して30日を経過した日まで継続した場合には、その日に就業不能給付金の支払事由が発生したものとみなして取り扱います。

(5) 会社がすでに就業不能給付金を支払った場合で、その支払事由（以下本号において「後発支払事由」といいます。）よりも前に次表に定める先発支払事由が発生していたことが判明したときは、その先発支払事由は発生していなかったものとみなします。ただし、後発支払事由の給付金支払期間中または給付金支払期間満了の日から起算して30日以内に発生した就業不能給付金の支払事由に対する前号の規定の適用にあたっては、先発支払事由【備考6】による就業不能給付金が支払われ、後発支払事由による就業不能給付金は支払われなかつたものとみなして取り扱います。

先発支払事由

その支払事由に対して就業不能給付金を支払うこととした場合に、その給付金支払期間中または給付金支払期間満了の日から起算して30日以内に後発支払事由が発生することとなる就業不能給付金の支払事由。ただし、その給付金支払期間満了の日から起算して30日を経過した日まで後発支払事由の原因となった就業不能状態が継続していた場合を除きます。

- (6) 30日以上継続した就業不能状態Aが終了した日の翌日から起算して30日以内に、被保険者が再び就業不能状態Aに該当し、その就業不能状態Aが該当した日から起算して30日間継続した場合には、それらを継続した就業不能状態Aとみなして第2項第2号の規定を適用します。
 - (7) 被保険者が第1回の就業不能年金の支払事由に該当し、会社が就業不能年金を支払う場合には、その支払事由発生時以後に就業不能給付金の支払事由が発生しても、会社は就業不能給付金を支払いません。
 - (8) 会社が第1回の就業不能年金を支払った場合には、その後に別の支払事由による第1回の就業不能年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - (9) 就業不能年金の受取人が被保険者とは別に定められている場合で、就業不能年金の支払事由の発生後にその受取人が死亡したときは、その死亡した受取人の死亡時の法定相続人を就業不能年金の受取人とします。この場合、本号の規定により就業不能年金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。
- 6 会社が第1回の就業不能年金を支払った場合には、次の払込期月【備考7】以後のこの特約の特約保険料の払込は不要とします。

(給付金・年金を支払わない場合)

第5条 前条第2項に定める就業不能給付金または第1回の就業不能年金の支払事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、前条の就業不能給付金または就業不能年金を支払いません。

就業不能給付金・第1回の就業不能年金の免責事由

次のいずれかにより被保険者が就業不能状態Aによる就業不能給付金の支払事由または第1回の就業不能年金の支払事由に該当したとき。

- ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- イ. 傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められているときは、その者の故意または重大な過失
- ウ. 被保険者の犯罪行為
- エ. 被保険者の精神障害の状態【備考1】を原因とする事故
- オ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- カ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- キ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ク. 被保険者の薬物依存【備考2】
- ケ. 被保険者の妊娠・出産等【備考3】
- コ. 地震、噴火または津波
- サ. 戦争その他の変乱

- 2 被保険者が傷害疾病給付受取人の故意または重大な過失によって就業不能給付金の支払事由に該当した場合でも、その受取人が就業不能給付金の一部の受取人であるときは、就業不能給付金のうちその受取人が受け取るべき金額を除いた残額を他の傷害疾病給付受取人に支払います。
- 3 被保険者が傷害疾病給付受取人の故意または重大な過失によって就業不能年金の支払事由に該当した場合でも、その受取人が就業不能年金の一部の受取人であるときは、就業不能年金のうちその受取人が受け取るべき金額を除いた残額を他の傷害疾病給付受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金【備考4】を契約者に支払います。
- 4 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって就業不能給付金または就業不能年金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたと

第5条 備考

【備考1】精神障害の状態

精神疾患（別表13）の診断の有無にかかわらず、自由な意思決定ができないかまたはその能力が著しく減退した状態をいいます。

【備考2】薬物依存

平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

【備考3】妊娠・出産等

平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、O00からO99までに規定される内容によるものとします。

きは、会社は、その影響の程度に応じ、就業不能給付金または就業不能年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

【備考4】責任準備金

責任準備金は、この特約の経過年月数（経過年月数が特約保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、特約保険料が払い込まれた年月数）によって計算します。

（就業不能年金の受取人によるこの特約上の権利義務の承継）

- 第6条** 第4条の第1回の就業不能年金が支払われる場合、就業不能年金の受取人は、第1回の就業不能年金の支払事由が生じた日に、契約者のこの特約上的一切の権利義務を承継するものとします。
- 2 前項の規定により就業不能年金の受取人がこの特約上の権利義務を承継した場合には、会社は、年金証書を就業不能年金の受取人に発行します。

（特約保険料の払込免除）

- 第7条** 会社は、被保険者が次の各号に定める特約保険料の払込免除事由のいずれかに該当した場合には、この特約について、次の払込期月【備考1】以後の特約保険料の払込を免除します。

号	区分	特約保険料の払込免除事由
(1)	高度障害状態による特約保険料の払込免除	被保険者が、責任開始【備考2】期以後の原因によって高度障害状態（別表3）に該当したとき。 この場合、責任開始【備考2】期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始【備考2】期以後の傷害または疾病【備考3】を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。
(2)	要介護状態による特約保険料の払込免除	被保険者が責任開始【備考2】期以後の原因によって次のアまたはイのいずれかの事由に該当したことが、医師によって診断確定されたとき。 ア. 認知症による要介護状態（別表5）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること。 イ. 寝たきりによる要介護状態（別表5）に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること。
(3)	身体障害の状態による特約保険料の払込免除	被保険者が、責任開始【備考2】期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に身体障害の状態（別表4）に該当したとき。 この場合、責任開始【備考2】期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始【備考2】期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。

- 2 被保険者が、責任開始【備考2】期前に発病していた疾病を原因として、責任開始【備考2】期以後に高度障害状態（別表3）または前項第2号のアもしくはイに定める事由に該当した場合でも、会社が、保険契約の締結の際【備考4】に、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病は責任開始【備考2】期以後に発病したものとして取り扱います。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかつた場合を除きます。

（特約保険料の払込免除をしない場合）

- 第8条** 前条第1項各号に定める特約保険料の払込免除事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、前条の規定による特約保険料の払込免除を行ないません。

第7条 備考

【備考1】次の払込期月

払込期月の初日から契約応当日の前日までに特約保険料の払込免除事由に該当したときは、その払込期月とします。

【備考2】責任開始

この特約が付加された特約組立型総合保険契約の責任開始とし（第9条（中途付加された特約の責任開始期）の規定にかかわらず、特約組立型総合保険契約の締結後に付加されたこの特約についても当該保険契約の責任開始とします。）、当該保険契約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考3】責任開始期以後の傷害または疾病

責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

【備考4】保険契約の締結の際

保険契約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際とします。

第8条 備考

【備考1】薬物依存

平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）

号	特約保険料の払込免除の免責事由	
(1)	高度障害状態による特約保険料の払込免除を行なわない場合	次のいずれかにより被保険者が高度障害状態による特約保険料の払込免除事由(前条第1項第1号)に該当したとき。 ア. 被保険者の故意または重大な過失 イ. 契約者の故意 ウ. 被保険者の犯罪行為 エ. 戦争その他の変乱
(2)	要介護状態による特約保険料の払込免除を行なわない場合	次のいずれかにより被保険者が要介護状態による特約保険料の払込免除事由(前条第1項第2号)に該当したとき。 ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の薬物依存【備考1】 エ. 戦争その他の変乱
(3)	身体障害の状態による特約保険料の払込免除を行なわない場合	次のいずれかにより被保険者が身体障害の状態による特約保険料の払込免除事由(前条第1項第3号)に該当したとき。 ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 エ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 オ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 カ. 地震、噴火または津波 キ. 戦争その他の変乱

2 前項第1号エ、第2号エまたは第3号カもしくはキの免責事由により特約保険料の払込免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、前項の規定にかかわらず、特約保険料の払込を免除します。

「準拠」に記載された分類項目中、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

第4編 この特約の締結後の取扱に関する規定

(総則)

第9条 第3編(この特約の給付に関する規定)の規定のほか、この特約が締結されてから消滅するまでのこの特約の取扱については、本編に定めるところによります。なお、この特約に関する次の各号の取扱については、それぞれ当該各号に定める普通保険約款の規定によるものとします。

号	この特約に関する取扱	対応する普通保険約款の規定
(1)	特約の責任開始期	第7条(会社の責任開始期) ただし、中途付加されたこの特約の責任開始期については、この特約の第10条の規定によるものとします。
(2)	保険料の払込期月中または猶予期間中に保険事故(給付金もしくは年金の支払事由または特約保険料の払込免除事由)が発生した場合の取扱	第13条(払込期月中または猶予期間中に保険事故が発生した場合)
(3)	特約の復活	第16条(保険契約の復活) なお、保険契約の復活の請求があった場合、当該保険契約に付加されているすべての特約について復活の請求があったものとします。

(4)	就業不能給付金等の請求手続、支払の時期および場所	第17条（保険金等の請求手続、支払の時期および場所）
(5)	特約給付金月額の減額	第20条（保険金額等の減額）
(6)	特約の消滅、特約給付金月額の減額または第1回の就業不能年金の支払事由発生の際に、普通保険約款に定める貸付金がある場合の取扱	第28条（貸付金の返済）
(7)	詐欺による特約の取消	第29条（詐欺による取消）
(8)	不法取得目的による特約の無効	第30条（不法取得目的による無効）
(9)	告知義務違反による特約の解除	第31条（告知義務違反による解除）
(10)	重大事由による特約の解除	第32条（重大事由による解除） ただし、就業不能年金の支払事由発生後におけるこの特約の重大事由による解除については、この特約の第13条の規定によるものとします。
(11)	特約の解約	第33条（解約）
(12)	特約の払戻金	第36条（払戻金）
(13)	社員配当金	第37条（社員配当金の割当および支払） ただし、就業不能年金の支払事由発生後におけるこの特約の社員配当金については、この特約の第14条の規定によるものとします。

（中途付加された特約の責任開始期）

第10条 普通保険約款第7条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、特約組立型総合保険契約の締結後に当該保険契約に付加されたこの特約については、会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
この特約の第1回保険料を受け取った時
- (2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合
次のいずれか遅い時
 - ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時
 - イ. 被保険者に関する告知を受けた時

（被保険者の死亡および特約の消滅）

第11条 第1回の就業不能年金の支払事由が生じる前に被保険者が死亡した場合には、次の各号の場合を除き、この特約の責任準備金【備考1】を普通保険約款に定める死亡給付受取人に支払います。

- (1) 契約者が故意に被保険者を死亡させたとき。
- (2) 死亡給付受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（前号に該当する場合を除きます。）。この場合には、この特約の責任準備金【備考1】を契約者に支払います。ただし、死亡給付受取人が2人以上いる場合で、その一部の受取人の故意によるときは、この特約の責任準備金【備考1】のうち、その受取人に対して支払わない部分については契約者に支払い、残額は他の死亡給付受取人に支払います。
- 2 次の各号のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 就業不能給付金の支払回数がこの特約の保険期間を通じて10回に達したとき。この場合、この特約は、10回目の就業不能給付金の支払事由が生じた時に消滅します。
 - (2) この特約の最終の就業不能年金が支払われたとき。
- 3 普通保険約款に定める保険金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定は、第1項の場合に準用します。

第11条 備考

【備考1】責任準備金

責任準備金は、この特約の経過年月数（経過年月数が特約保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、特約保険料が払い込まれた年月数）によって計算します。

(特約の更新)

- 第12条** 第1回の就業不能年金の支払事由が生じる前にこの特約の保険期間が満了する場合、契約者が、保険期間満了の日の2ヵ月前までにこの特約を更新しない旨を会社に書面で通知しない限り、保険期間満了の日の翌日に、この特約（保険期間満了の日までの特約保険料が払い込まれている場合に限ります。）は更新して継続されます。ただし、次のいずれかに該当する場合には更新できません。
- (1) この特約の保険期間を歳満期で定めているとき。
 - (2) 更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が70歳をこえるとき。
 - (3) この特約に特別保険料領収法による特別条件が付けられているとき。または、保険金削減支払法による特別条件が付けられておりその削減期間が満了していないとき。
 - (4) この特約の更新時に、会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき。
- 2 更新後のこの特約の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、前項第2号に該当する場合には、更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が70歳をこえない範囲内で保険期間を短縮して更新します。
- 3 前項の規定にかかわらず、契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で前項の更新後の保険期間を変更して更新することができます。
- 4 更新日は、更新前の特約の保険期間満了の日の翌日とし、更新後のこの特約の特約保険料は、更新日の被保険者の年齢によって計算します。
- 5 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、次のとおり取り扱います。
- (1) 保険料払込の猶予期間については、普通保険約款の保険料の払込の規定を適用します。
 - (2) 本項の保険料については、普通保険約款の保険料の自動貸付の規定は適用しません。
- 6 前項の保険料が、その猶予期間満了日までに払い込まれなかつたときには、この特約は、更新前の特約の保険期間満了の日の翌日にさかのぼって消滅するものとします。
- 7 この特約が更新された場合には、次の各号により取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約について、第4条（給付金・年金の支払）、第7条（特約保険料の払込免除）、前条第2項第1号および普通保険約款の告知義務違反による解除の規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後の特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (2) 更新後のこの特約には、更新日における特約条項および保険料率を適用します。
 - (3) 会社は、契約者に対してこの特約が更新された旨を通知し、新たな保険証券は発行しません。
- 8 この特約の更新の際、契約者は、会社の定める範囲でこの特約の特約給付金月額を減額することができます。この場合、契約者は、この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに会社に申し出てください。
- 9 第1項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号から第3号までの規定に該当しない場合には、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新時に付加します。この場合、第7項第1号の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(就業不能年金の支払事由発生後における重大事由による解除)

- 第13条** 会社は、この特約について、第1回の就業不能年金の支払事由が生じた後に次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

号	重大事由
(1)	<p>被保険者または就業不能年金の受取人が、次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。 エ. 就業不能年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
(2)	<p>この特約が付加されている特約組立型総合保険契約（当該保険契約に付加されている他の特約を含みます。）または他の保険契約（被保険者または就業不能年金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の被保険者または就業不能年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合</p>

- 2 前項第1号のみに該当したことによりこの特約を解除する場合で、前項第1号アからオまでに該当したのが就業不能年金の受取人のみであり、その該当した受取人が就業不能年金の一部の受取人であるときは、この特約のうちその受取人に関する部分のみを解除するものとします。この場合、第3項の規定はその解除した部分について適用します。
- 3 第1項によりこの特約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた事由によるこの特約の就業不能年金の支払をしません。また、この場合に、すでに就業不能年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 4 本条によるこの特約の解除は、就業不能年金の受取人に対する通知によって行ないます。

（就業不能年金の支払事由発生後における特約の社員配当金）

第14条 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末に、就業不能年金の支払事由がすでに生じている次の各号の特約に対して、会社の定める方法で計算した社員配当金を割り当て、割り当てた社員配当金は、それぞれ当該各号に定める方法により支払います。

号	割当の対象となる特約	支払方法
(1)	次の事業年度中に、第1回の就業不能年金の支払事由に該当した日の5年ごとの応当日（以下本条において「5年ごとの応当日」といいます。）が到来する特約。ただし、第2号に該当する特約を除きます。	割当を行なった次の事業年度の就業不能年金の支払日に、就業不能年金とともにその受取人に支払います。
(2)	次の事業年度中に最終の就業不能年金が支払われることにより消滅する特約	

(3)	次の事業年度中に前号以外の事由により、第1回の就業不能年金の支払事由に該当した日および直前の5年ごとの応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する特約	特約が消滅したときに就業不能年金の受取人に支払います。ただし、被保険者の死亡によりこの特約が消滅し、かつ、就業不能年金の受取人が被保険者である場合において、特約組立型総合保険契約に指定代理請求特約が付加され、被保険者の法定相続人が指定代理請求人として指定されているときは、その指定代理請求人が就業不能年金の受取人の代理人として、本号の社員配当金を請求することができるものとします。この場合、指定代理請求特約の被保険者が死亡した場合の保険金等の請求に関する規定を準用します。
-----	--	--

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

第15条 会社は、公的医療保険制度（別表15）の改正が行なわれた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、就業不能給付金または就業不能年金の支払事由（第4条）を変更することができます。

- 2 前項の変更は、主務官庁の認可を得て定めた日から将来に向かって行ないます。
- 3 第1項の変更を行なう場合には、前項に定める日の2カ月前までに契約者にその旨を通知します。ただし、公的医療保険制度（別表15）を改正する法令の公布時期等やむを得ない理由により、2カ月前までに通知することが困難な場合には、前項に定める日までに通知するものとします。
- 4 第1項の変更を行なう場合で、契約者がその変更を承諾しないときは、この特約は、第2項に定める日から将来に向かって解約されたものとします。

（普通保険約款の規定の適用）

第16条 この特約に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

別表につきましては、273ページをご参照ください。